

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡大学(以下「本学」という。))における公的研究費を適正に運営及び管理するための取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 本学における公的研究費の運営及び管理については、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月文部科学大臣決定)及び他の関係法令又はこれらに基づき特別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、国又は国が所管する独立行政法人等の公的機関(以下「配分機関」という。)から配分される公募型の競争的資金として、研究機関又は研究代表者若しくは研究分担者(以下「研究者」という。)に交付される直接経費及び間接経費をいう。
- (2) 「直接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費をいう。
- (3) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、競争的資金を獲得した研究機関が使用する経費をいう。
- (4) 「各部局」とは、本学の各学部、各研究科、各病院、各センターその他教育研究に必要な施設及び組織をいう。
- (5) 「構成員」とは、本学において公的研究費に関わる職員(非常勤、アルバイトの者を含む。)をいう。

2 前項第3号の間接経費は、第14条から第16条までの規定により、運営及び管理しなければならない。

(責任、権限及び役割)

第4条 本学における公的研究費を適正に運営及び管理するため、次に定める最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、副学長(学長が指名する者)をもって充てる。
- (3) コンプライアンス推進責任者は、各部局における公的研究費の運営及び管理について統括する責任及び権限を持つものとし、各部局の長をもって充てる。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示のもと、各部局における研究活動等の適正化に努めるものとし、各部局に応じて研究推進部委員、大学院学務委員、学科主任等をもって充てる。

2 前項各号に掲げる者の役割は、次に定めるとおりとする。

- (1) 最高管理責任者については、次のとおりとする。
 - ア 不正防止対策の基本方針を策定し、及び周知するとともに、これらを実施するために必要な措置を講じ、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切に指導力を発揮する。
 - イ 不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定にあたっては、研究倫理・コンプライアンス教育推進会議において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について議論を深める。

- ウ 不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。
- (2) 統括管理責任者は、本学の具体的な不正防止対策を策定及び実施し、その実施状況を確認するとともに、これを最高管理責任者に報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者については、統括管理責任者の指示の下、次のとおりとする。
- ア 自己の管理監督又は指導する各部局における不正防止対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、これを統括管理責任者に報告する。
- イ 不正防止を図るため、各部局内の公的研究費の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- ウ 自己の管理監督又は指導する各部局において、定期的に啓発活動を実施する。
- エ 自己の管理監督又は指導する各部局において、構成員が適切に公的研究費の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- (4) コンプライアンス推進副責任者は、各部局における研究活動等に対し、日常的に実効的な管理監督を行うように努める。
- 3 本学の研究費の不正防止に関する責任体系は別に定め、学内外に周知及び公表する。

(コンプライアンス教育)

第5条 コンプライアンス教育は、公的研究費の取扱いに係る不正防止対策の理解と促進を目的として、その運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、一定の期間ごとにこれを行う。

- 2 コンプライアンス教育の内容は、本学における不正防止対策に対する理解や意識を高める内容として、具体的な事例を盛り込み、本学への影響、運用ルール・手続・告発等の制度などの遵守すべき事項、不正が発覚した場合の懲戒処分・自らの弁償責任、配分機関における申請等資格の制限、研究費の返還等の措置、本学における不正対策等とし、定期的に見直すものとする。

(啓発活動)

第6条 啓発活動は、コンプライアンス教育の内容を踏まえて不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、全ての構成員及び必要に応じて学生に対し、定期的に行う。

- 2 啓発活動の内容は、不正防止計画や内部監査の結果、実際に発生した不正事案及び不正発生の要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものとし、随時柔軟に見直すものとする。

(誓約書の提出)

第7条 公的研究費の運営及び管理に関わる職員は、本学において研究を遂行するにあたり、誓約書を提出しなければならない。この場合において、誓約書は原則として自署によるものとする。

- 2 誓約事項は、次のとおりとする。

- (1) 本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 不正を行った場合は、本学や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること。

- 3 誓約書の提出を公的研究費の申請要件等とし、提出がない場合は、本学において研究費等の運営及び管理に関わるができないものとする。

(相談窓口の設置)

第8条 本学における公的研究費に係る事務処理手続に関し、明確かつ統一的な運用を図るため相談窓口を研究推進課に置く。

- 2 相談窓口は、本学での公的研究費に係る事務処理手続に関して学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(不正防止計画の策定)

第9条 本学における公的研究費の運営及び管理に関する不正を防止するため防止計画推進部署を置き、研究推進部をもってこれに充てる。

- 2 防止計画推進部署は、不正防止計画の推進にあたり、次に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費の運営及び管理に係る実態の把握、検証に関すること。
 - (2) 統括管理責任者とともに本学全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の実施計画を含む。)を策定・実施し、その実施状況を確認すること。
 - (3) 監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の作成・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設けること。
 - (4) 関係部局と協力し、不正の発生要因に対する改善策を講ずること。
 - (5) その他不正防止計画の推進に関すること。
- 3 不正防止計画は、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき実施する本学の具体的な対策のうち最上位のものとし、顕出された不正を発生させる要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図るものとする。
- 4 各部局は、不正を根絶するため、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(通報窓口の設置)

第10条 本学における公的研究費の不正使用に係る通報の窓口を内部監査室に置く。

- 2 前項の通報があった場合又は通報が無くとも相当に信頼性のある情報に基づき不正があると疑われる場合の処理については、別に定める。

(公的研究費に係る内部監査)

第11条 本学は、公的研究費の適正な運営及び管理並びに不正使用防止のため、公的研究費に係る内部監査(以下「公的研究費内部監査」という。)を行う。

- 2 公的研究費内部監査に係る事項は、福岡大学公的研究費内部監査規程の定めるところによる。

(検収業務)

第12条 ガイドラインの定めるところにより、公的研究費のうち、直接経費で購入する全ての物品及び検収を要する役務(以下「物品等」という。)の発注に基づく適正な納品の完了を確認するため、検収業務は研究推進部が所管する。ただし、動物、放射性同位元素その他の特殊な物品については、関係部署が当該業務を行う。

- 2 検収業務は、原則として、物品等を発注した研究者の研究と利害関係のない事務職員又は当該業務を委託した外部機関に所属する者が、所定の検収室においてこれを行う。
- 3 物品等のうち、データベース、プログラム及びデジタルコンテンツの開発又は作成並びに機器の保守、点検等の特殊な役務の検収については、次の方法により行うものとする。
 - (1) 有形の成果物があるときは、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後確認等を含め、これに係る仕様書、作業工程等の詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者が確認を行うものとする。
 - (2) 成果物がないときは、第2項に規定する者が立ち会う等の方法により現場で確認を行うものとする。

(業者等への対応)

第13条 物品等の調達に係る所管部署、防止計画推進部署及びコンプライアンス推進責任者は、業者等に公的研究費に係る学内規則を説明し、遵守させるとともに、誓約書の提出を求め、公的研究費の不正取引防止等を指導する。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正な取引に関与した業者に対して、学校法人福岡大学固定資産及び物品調達規程第10条を準用し、取引を停止するなど、必要な措置を行う。

(間接経費の額)

第14条 間接経費の額は配分機関の定めるところによる。ただし、特に定めがない場合は、交付された直接経費の30パーセントに相当する額とする。

(間接経費の用途)

第15条 間接経費は、本学の研究推進及び研究環境の改善に資するため、競争的資金の間接経費の執

行に係る共通指針(平成13年4月競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)等に基づき、直接経費の使途以外に使用するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、最高管理責任者が本学の研究活動に寄与すると認めるときは、間接経費を使用することができる。

(間接経費の譲渡等)

第16条 研究者は、交付された間接経費を直ちに本学に譲渡しなければならない。

- 2 前項の場合において、研究者が本学以外の研究機関に転出するときは、直接経費残額に配分機関が定めた比率又は30パーセントに相当する額の間接経費を配分機関、当該研究者又は当該研究者が転出する研究機関に対し、返還又は移管をすることができる。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和7年2月25日から施行する。